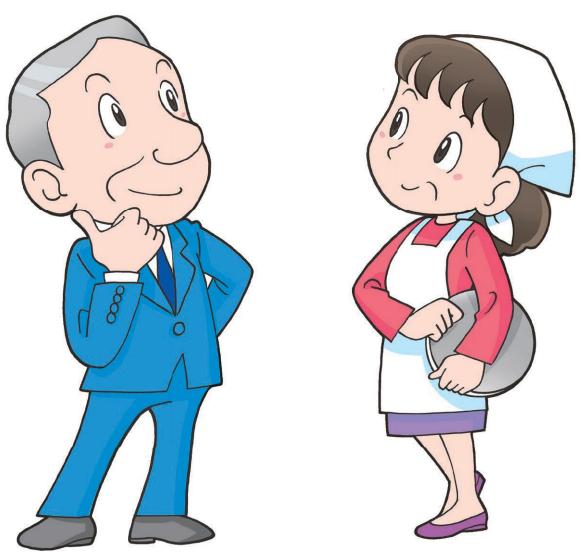
47都道府県別最低賃金が // 改定されました!

賃金引上げる社会保険か入

「検討」しませんか?



公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

なぜ賃金見直しと 社会保険加入を 検討しなければ いけないの?



■ 「人材確保」は生衛業界の経営課題の1つ

新卒者の多くは、仕事が厳しい、休みが取れにくそう、将来性が見えないなど、から、生衛業を就職先として選ばなくなってきているようです。生衛業を魅力ある就職先として考えてもらえるようにするためには、賃金の見直しと社会保険の加入は必須事項だと思います。

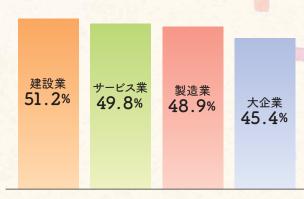
2 賃金の見直しを 検討する事業所が増加

帝国データバンクが実施した賃金動向に関する企業の意識調査によると、「建

設」(51.2%)、「サービス」(49.8%)、 「製造」(48.9%) で賃金改善を見込む企 業が多く、「大企業」(45.4%) よりも割 合が高くなっています。

賃金改善を「行う(見込み)」と回答した企業の理由では(複数回答)、「労働力の定着・確保」(68.0%)となっており前年調査(57.2%)より10ポイント以上増えたという結果となっています。

● 賃金見直しを検討する事業所の割合



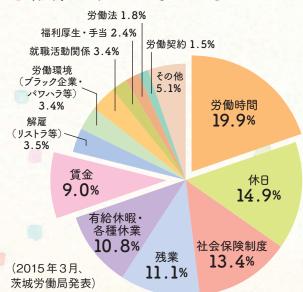
3 社会保険加入は将来の安心感につながる

就職活動をする学生が重視しているポイント を調査したデータがあります。これは茨城労働 局から発表されたもので、「あなたが働くうえ で知っておきたいことは?」の質問結果です。

多い順から、労働時間が19.9%、休日が 14.9%、社会保険制度の13.4%で、残業 11.1%と続いています。

この結果から見ていくと社会保険制度が第3位になっており、働く環境を優先しつつも、やはり将来的な安心・安定を気にかけていることがわかります。社会保険の加入は働くうえで欠かせない重要な点であることがわかります。

● 働くうえで知っておきたいこと



4 最低賃金引上げは事業所の好循環につながる

すべての所得層で、賃金上昇にともなって、企業の収益向上 の好循環が期待できることが明らかになっています。最低賃金 の引上げは、中小企業・小規模事業者においても、生産性向上 という好循環は期待できるはずです。

生産増加 収益改善 好循環の メカニズム 賃金UP 消費拡大

5 賃金見直し、社会保険加入で人材難を解消

生衛業界においては、長く人材難が叫ばれています。「仕事の内容には不満はないのだけれど……」と言う従業員が多いとよく言われるのに、なぜ人が集まらない、長続きしないのでしょうか。

人材難の今こそ、賃金を見直して、社会保険加入を検討する時です。「人材」は「人財」、会社の財産になるのですから、とりわけ事業を拡大しようとしている会社、費用負担が可能な会社では取り組むメリットがあります。また、安定した経営を続け、成長していくためにも賃金の見直し、社会保険加入が必須の条件となります。ぜひ、検討しましょう!



最低賃金が 改定されています もう対応しましたか?



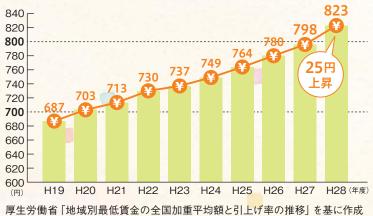
最低賃金の定義とは?

「最低賃金」とは、最低賃金法に基づいて、国が最低額を定めたものです。最低賃金には、地 域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、その両方が同時に適用される場合に は、使用者は高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

2 最低賃金は右肩上がりで上昇

最低賃金の現状は、直近10年のグラフが示す通り、右肩上がりで上昇を続けています。平成28年10月1日より順次、すべての都道府県で改定地域別最低賃金が発効され、改定額の全国加重平均は823円となりました。この数字は、平成27年度から25円の上昇で、比較可能な平成14年度以降で、最大の上げ幅です。

地域別最低賃金の全国加重平均額の推移 (直近10年間)



47都道府県別の最低賃金一覧

平成28年度の地域別最低賃金を都道府県別に見てみます。最も高いのは東京都で、時間額932円(前年比+25円)、2位は神奈川県で時間額930円(前年比+25円)、3位は大阪府で時間額883円(前年比+25円)となっています。一方で、最も低いのは宮崎県と沖縄県で、時間額714円(前年比+21円)と、最も高い東京都との差は218円でした。

● 47 都道府県別にみる地域別最低賃金 (平成 28 年度)

		100		
順位	都道府県	平成28年度	平成27年度	前年比
川以江		最低賃金時間額(円)	最低賃金時間額(円)	(円)
1	東京	932	907	+25
2	神奈川	930	905	+25
3	大阪	883	858	+25
4	埼玉	845	820	+25
4	愛知	845	820	+25
6	千葉	842	817	+25
7	京都	831	807	+24
8	兵庫	819	794	+25
9	静岡	807	783	+24
10	三重	795	771	+24
11	広島	793	769	+24
12	滋賀	788	764	+24
13	北海道	786	764	+22
14	岐阜	776	754	+22
15	栃木	775	751	+24
16	茨城	771	747	+24
17	富山	770	746	+24
17	長野	770	746	+24
19	福岡	765	743	+22
20	奈良	762	740	+22
21	群馬	759	737	+22
21	山梨	759	737	+22
23	石川	757	735	+22
23	岡山	757	735	+22

順位	都道府県	平成 28 年度	平成27年度	前年比
		最低賃金時間額(円)	最低賃金時間額(円)	(円)
25	福井	754 732		+22
26	新潟	753	731	+22
26	和歌山	753	731	+22
26	山口	753	731	+22
29	宮城	748	726	+22
30	香川	742	719	+23
31	福島	726	705	+21
32	島根	718	696	+22
33	山形	717	696	+21
33	愛媛	717	717 696	
35	青森	716	695	+21
35	岩手	716 695		+21
35	秋田	716 695		+21
35	徳島	716	716 695	
39	鳥取	715	715 693	
39	高知	715	693	+22
39	佐賀	715	694	+21
39	長崎	715	694	+21
39	熊本	715	694	+21
39	大分	715	694	+21
39	鹿児島	715	694	+21
46	宮崎	714	693	+21
46	沖縄	714	693	+21
	全国加重 平均額	823	798	+25

4 あなたの事業所の最低賃金は大丈夫?

支払っている賃金が最低賃金額以上になっているかどうかを確認するには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を、以下の方法で比較します。

◎時間給制の場合

時間給≥最低賃金額(時間額)

◎日給制の場合

日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額(時間額) ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、

日給≥最低賃金額(日額)

◎月給制の場合

月給÷1カ月平均所定労働時間≥最低賃金額 (時間額) (【例】参照) 【例】月給制の換算方法
○□県で働くAさんの場合

基本給90,000円職務手当25,000円通勤手当5,000円時間外手当35,000円合計155,000円労働時間/日7時間30分

年間労働日数 250日 ○県の最低賃金 716円

(1) 最低賃金の対象とならない賃金を除きます(除外: 通勤手当、時間外手当。非除外:職務手当)。 155,000円-(5,000円+35,000円)=115,000円(2)上記の金額を時間額に換算して比較します。 (115,000円×12カ月)÷(250日×7.5時間)

=736円>716円

最低賃金額以上 となっています。

5 最低賃金額以下の場合には罰則あり

使用者が最低賃金額を支払っていない場合は、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金という重い刑事罰が規定されていますから、いかなる事情があったとしても、定められた最低賃金額は支払わなければなりません。

heck!	
あなたのお店の賃金は?	
	円

賃金の見直しと 言っても…… 国の支援施策を 活用しましょう!



国の支援施策は充実

最低賃金の引上げに向けた、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援する支援施策が多岐 にわたって充実しています。「キャリアアップ助成金」「業務改善助成金」などですが、上手に活 用して、最低賃金の引上げに結びつけましょう。

2 キャリアアップ助成金

キャリアアプ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、これらの取組みを実施した事業主に対して助成する制度です(事前にキャリアアップ計画の提出が必要)。

● コースは8つ

- Ⅱ 正社員化コース(拡充)
- Ⅲ人材育成コース
- Ⅲ 賃金規定等改定コース
- ₩ 健康診断制度コース
- Ⅴ 賃金規定等共通化コース
- Ⅵ 諸手当制度共通化コース 新規
- Ⅲ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース 新規
- Ⅲ 短時間労働者労働時間延長コース

〈賃金規定等改定コースの場合〉

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成

・すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が 1人~3人: 95,000円 (12万円)(71,250円(90,000円))

4人~6人:19万円〈24万円〉(14万2,500円〈18万円〉)

7人~10人: 28万5,000円 (36万円)(19万円(24万円))

11人~100人: 1人当たり28,500円(36,000円)(19,000円(24,000円))

・一部の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が 1人~3人: 47,500円 (60,000円)(33,250円(42,000円))

4人~6人:95,000円(12万円)(71,250円(90,000円))

7人~10人:14万2,500円(18万円)(95,000円(12万円))

11人~100人: 1人当たり14,250円(18,000円)(9,500円(12,000円))

〈1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ〉

※中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算

・すべての賃金規定等改定:1人当たり14,250円 (18,000円)

・一部の賃金規定等改定:1人当たり7,600円〈9,600円〉

※職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合

1事業所当たり19万円〈24万円〉(14万2,500円〈18万円〉)を加算

活用事例 飲食業 A社 パート従業員20名 中小企業

すべてのパート従業員の賃金規定を2%増額改定時給1000円(現行)⇒1020円(改定) 20円UP

一人あたり、36,000円×20名 (生産性の向上が認められる場合)



720,000円

すべてのパート従業員の賃金規定を3%増額改定 時給1000円(現行)⇒1030円(改定) 30円UP

一人あたり、54,000円×20名 (生産性の向上が認められる場合)



1,080,000円

業務改善助成金(平成29年4月現在)

● 支給対象者

47都道府県に事業場を設置して、事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります。

- 1)業種に応じて①「資本金の額または出資の総額」、②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たすことが必要で<mark>す</mark>。
- 2) 引き上げる賃金額により、支給対象者が異なるので注意が必要です。

●主な支給要件

- 1) 事業実施計画を策定すること。
- 2) 引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になること。
- 3) 生産性向上のための業務改善費用に支払うこと。
- 4)解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと。

● 具体的な助成額

申請コースごとに、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に対して、助成率を乗じて算出した額が助成されます。なお、「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。また、過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

● 申請コースごとの助成額

申請コース区分		助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の 上限額
現行コース	60円コース	事業場内最低賃金が 1,000円未満の事業場	60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が 企業全体で30人以下の 事業場は3/4)	100万円
引上げ額 選択コース	30円コース	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場	30円以上	7/10 ^{※1} (常時使用する労働者数が 企業全体で30人以下の 事業場は3/4 ^{※1}) ※1 生産性要件を 満たした場合には 3/4(4/5)	50万円
	40 円コース	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場	40円以上		70万円
	90円コース	800円以上1,000円未満	90円以上		150万円
	120 円コース		120円以上		200万円

*詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

4 その他

●障害者の雇用改善

障害のある社員が働きやすいように設備を整備するために支給される障害者作業施設設置等助成金や、 障害のある社員を活用する介助者配置のために支給 される障害者介助等助成金などがあります。

● IT導入補助金

IT導入補助金とは、各営業者等が労働生産性[粗利益(売上-原価)/(従業員数×1人当たり勤務時間・年平均)]の向上を目的としてITの設備を導入した場合、取得した設備に係る費用の2/3以内(上限額100万円)の補助を受けられる制度です。

*詳細につきましては、中小企業ホームページhttps://www.it-hojo.jp/をご覧ください。

● 所得拡大促進税制

雇用者給与等支給増加額の20% を上限にして(中小企業の場合)、法人税額(または所得税額)から控除できる制度です。

【要件(1)~(3)】

- ① 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給 与等支給額に対する割合が、増加促進割合 以上になっていること。
- ② 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等 支給額以上であること。
- ③ 平均給与等支給額が比較平均給与等支給 額を超えること。

「もっと知りたい!」「相談したい!」そんなときは?

業務改善助成金についてもっと知りたい!

業務改善助成金

検索

キャリアアップ助成金についてもっと知りたい!

キャリアアップ助成金

検 索

経営課題と労務管理について相談したい!

最低賃金 無料相談

検索

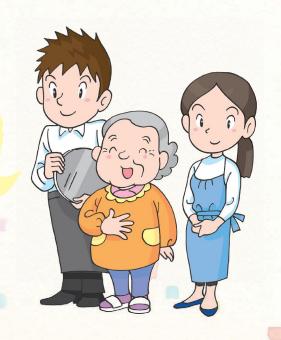
中小企業を支援する情報提供サイト「ミラサポ」

ミラサポ

検 索



人材確保の もうひとつの柱となる 安心のための 社会保険加入



加入が義務付けられている社会保険

わが国では、すべての国民が何らかの公的医療保険、年金保険に加入することが義務付けられていて、この公的医療保険、年金保険、労働保険を合わせたものを「社会保険」といいます。病気やケガ、出産、障害、死亡、老齢、失業などで生活に困ることのないように、資金を出し合い(保険料)、生活を守ろうとする仕組みが「保険」です。

2 狭義として社会保険

広義としての社会保険は、●で記した通り、公的医療保険、年金保険、労働保験を合わせたものですが、狭義で社会保険といった場合は、医療保険である健康保険と、年金保険である厚生年金保険を指します。適用は事業所単位で、資格取得・手続、保険料の算定・納付などは、健康保険と厚生年金保険を同時に一枚の用紙で行われます(※健康保険組合加入の場合は別々になります)。

5 「強制適用事業所」と「任意適用事業所」

● 強制適用事業所

- ① 全ての法人事業所
- ② 個人事業所で常時5人以上の従業員が働いている事業所

任意適用事業所

- ① 個人事業所で常時従事している従業員が5人未満の事業所
- ② 個人事業所で常時5人以上の従業員が働いている事業所であっても、以下の生衛業は任意適用事業所となる。
 - ・理容・美容・興行・クリーニング・浴場・旅館ホテル
 - ・めん類 ・飲食 ・すし ・喫茶 ・中華 ・社交 ・料理
 - ※ 氷雪、食肉、食鳥肉については、個人事業所で5人以上の従業員が働いている事業所の場合は、 強制適用事業所となる。

4 社会保険料は従業員と事業主が折半

___ ちなみに厚生年金保険料率は、平成28年9月現在で18.182%、平成29年9月には18.3%に ... 引き上げられる予定です。

● 社会保険料の事業者負担額の例(平成29年4月現在)

事業所:東京 年齢30歳 月収20万円の場合

全額

健康保険料 19,820円 厚生年金保険料 36,364円 児童手当拠出金 460円

うち本人負担額(折半額)

健康保険料 9,910円 厚生年金保険料 18,182円 ※50銭以下切捨、50銭超切上

事業所:東京 年齢40歳 月収30万円の場合

全額

健康保険料 29,730円 厚生年金保険料 54,546円 児童手当拠出金 690円

うち本人負担額(折半額)

健康保険料 14,865円 厚生年金保険料 27,273円 ※50銭以下切捨、50銭超切上

事業所:東京 年齢50歳 月収40万円の場合

全額

健康保険料40,631円厚生年金保険料74,546円児童手当拠出金943円

うち本人負担額(折半額)

健康保険料 20,316円 厚生年金保険料 37,273円 ※50銭以下切捨、50銭超切上



個人負担:28,092円/月 **事業所負担**:28,552円/月

342,624円/年



個人負担:42,138円/月 事業所負担:42,828円/月 513,936円/年



個人負担:57,589円/月 事業所負担:58,531円/月 702,372円/年

5 社会保険加入のメリット

厚生年金保険・健康保険の社会保険に加入すると、将来もらえる年金が増えます。具体的に は、全国民共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金(厚生年金)が終身でもらえます。 月収88,000円の人の場合、毎月8,000円(年額96,000円)の保険料で、40年間加入する と、毎月19,000円(年額228,000円)の年金がもらえます。

● 保険料と年金額のモデルケース(40年間加入)

モデルケース (月収88,000円)	保険料	増える年金額(目安)
40年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額19,300円/年額231,500円×終身
20年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額9,700円/年額115,800円×終身
1年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額500円/年額5,800円×終身



社会保険は従業員のため、そして事業主のため

社会保険加入は、事業主負担も義務化されているため、「いずれ加入を考えよう」と先送りしている事業所が多いのではないかと思います。しかし、これまで記してきたように、賃金引上げ、社会保険加入が従業員へ与えるインパクトは大きく、労働士気に大いにかかわるものです。 従業員が将来へ向けての安心感を得て、気持ちよく働き、労働環境が向上すれば、必ず業績は上がっていきます。活用できる国の支援施策は多岐にわたっていますから、賢く活用して、事業所のイメージアップにも役立てましょう。

ご相談・お問い合わせ先

47都道府県生活衛生営業指導センター一覧

		₹	所在地	電話
1	(公財)北海道生活衛生営業指導センター		札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階	011-615-2112
2	(公財)青森県生活衛生営業指導センター		青森市堤町2丁目16番11号 理容会館1階	017-722-7002
3	(公財)岩手県生活衛生営業指導センター		盛岡市志家町3番13号 岩手県美容会館内	019-624-6642
4	(公財)宮城県生活衛生営業指導センター	980-0011	仙台市青葉区上杉5丁目1-12 後藤コーポ107号	022-343-8763
5	(公財)秋田県生活衛生営業指導センター		秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館6F	018-874-9099
6	(公財)山形県生活衛生営業指導センター		山形市小姓町4-17 山形県生活衛生会館内	023-623-4323
7	(公財)福島県生活衛生営業指導センター		福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階	024 - 525 - 4085
8	(公財)茨城県生活衛生営業指導センター	310-0011	水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎	029-225-6603
9	(公財)栃木県生活衛生営業指導センター	320-0027	**** *	028-625-2660
10	(公財)群馬県生活衛生営業指導センター	371-0025	 前橋市紅雲町一丁目7-12 群馬県住宅供給公社ビル4階	027-224-1809
11		330-0063		048-863-1873
12	(公財)千葉県生活衛生営業指導センター	260-0854	 千葉市中央区長洲1-15-7 千葉県森林会館内	043-307-8272
13	(公財)東京都生活衛生営業指導センター	150-0012	渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内	03-3445-8751
14	(公財)神奈川県生活衛生営業指導センター	231-0005	横浜市中区本町3-24-2 ニュー本町ビル内	045-212-1102
15	(公財)新潟県生活衛生営業指導センター	951-8106	新潟市中央区東大畑通1番町490-13 理容美容福祉会館2階	025-378-2540
16	(公財)富山県生活衛生営業指導センター	930-0855	富山市赤江町1番7号	076-442-0285
17	(公財)石川県生活衛生営業指導センター	921-8105	金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎B館3階	076-259-6510
18	(公財)福井県生活衛生営業指導センター	910-0003	福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル3F	0776-25-2064
19	(公財)山梨県生活衛生営業指導センター	400-0863	甲府市南口町4-8 山梨県理容会館2階	055-232-1071
20	(公財)長野県生活衛生営業指導センター	380-0872	長野市南長野妻科426-1 長野県建築士会館3階301	026-235-3612
21	(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター	500-8384	岐阜市藪田南5丁目14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3F	058-216-3670
22	(公財)静岡県生活衛生営業指導センター	420-0034	静岡市葵区常磐町3-3-9 静岡生衛会館1F	054-272-7396
23	(公財)愛知県生活衛生営業指導センター	460-0001	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 愛知県東大手庁舎6階	052-953-7443
24	(公財)三重県生活衛生営業指導センター	514-0005	津市鳥居町251-5 2階	059-225-4181
25	(公財)滋賀県生活衛生営業指導センター	520-0806	大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内	077-524-2311
26	(公財)京都府生活衛生営業指導センター	606-8221	京都市左京区田中西樋ノ口町90	075-722-2051
27	(公財)大阪府生活衛生営業指導センター	540-0012	大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル801号	06-6943-5603
28	(公財)兵庫県生活衛生営業指導センター	650-0011	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階	078 - 361 - 8097
29	(公財)奈良県生活衛生営業指導センター	630-8123	奈良市三条大宮町1番12号 奈良県生衛会館内	0742-33-3140
30	(公財)和歌山県生活衛生営業指導センター	640-8045	和歌山市ト半町33 生衛食肉会館2F	073-431-0657
31	(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター	680-0801	鳥取市松並町2丁目160番地 城北ビル109号	0857-29-8590
32	(公財)島根県生活衛生営業指導センター	690-0882	松江市大輪町414番地9-423号	0852-26-0651
33	(公財)岡山県生活衛生営業指導センター	700-0824	岡山市北区内山下1丁目3番7号 県土連ビル2階	086-222-3598
34	(公財)広島県生活衛生営業指導センター	730 - 0856	広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル8階	082-532-1200
35	(公財)山口県生活衛生営業指導センター		山口市吉敷下東3丁目1番1号	083-928-7512
36			徳島市南仲之町4丁目18 鳥獣センタービル1階	088-623-7400
37	(公財)香川県生活衛生営業指導センター		高松市天神前6番34号 村瀬ビル3階	087-862-3334
1	(公財)愛媛県生活衛生営業指導センター		松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2F	089-924-3305
39			高知市はりまや町3丁目7番6号 パームサイドビラ2階	088-855-5100
40			福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館3階	092-651-5115
41			佐賀市白山1-2-13 諸永ビル3F	0952-25-1432
42			長崎市万才町10-16 パーキングビル川上3F	095-824-6329
43			熊本市中央区白山1丁目4番9号 末永ビル2階	096-362-3061
44			大分市長浜町1-12-3 今田ビル3階	097-537-4858
-	(公財)宮崎県生活衛生営業指導センター		宮崎市別府町3番1号 宮崎日赤会館2階	0985-25-1466
46			鹿児島市新屋敷町16番213号 公社ビル2階	099-222-8332
47	(公財)沖縄県生活衛生営業指導センター	901-0152	那覇市字小禄 662 番 沖縄県生活衛生研修センター内	098-891-8960